

津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル の策定状況等について

地域防災室

消防庁では、東日本大震災において多くの消防団員が亡くなられたことを受けて、津波災害時の消防団員の安全確保について「津波災害時の消防団員の安全確保対策について(通知)」(平成24年3月9日付け消防災100号)により、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の策定を推進してきました。

東日本大震災において、被災地の消防団は自らも被災者であったにもにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき発災初期の段階から、水門等の閉鎖、住民の避難誘導、救助、消火など、自分たちの地域を、そして住民の生命を守るために、実に献身的に活動しました。しかし、その一方で198名の消防団員が公務中に亡くなられました。

津波災害時において、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくためには、消防団員に対する安全対策が極めて重要です。

この度、海岸を有する市町村及び津波の遡上による被害が想定されている655市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成27年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめました。

本調査によると、474市町村(72.4%)において安全管理マニュアルが策定済である一方で、未だ181市町村(27.7%)において策定されていないという状況でした。

消防庁としましては、すべての関係市町村において速やかに安全管理マニュアルが策定されるよう、また策定済の市町村にあっても、当該マニュアルに基づく研修・訓練の積極的・継続的な実施や水門等の閉鎖活動についての検討を推進するよう働きかけを行っております。

1 対象市町村

調査対象:海岸を有する市町村及び津波の遡上による被

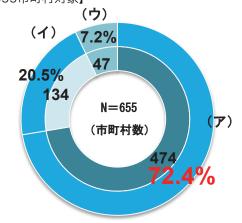
害が想定されている655市町村

調査時点:平成27年4月1日

2 調査内容

- ① 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル(以下安全管理マニュアル)策定状況
- ② 安全管理マニュアル策定時期
- ③ 安全管理マニュアル策定予定時期
- ④ 検討に着手していない理由
- ⑤ 安全管理マニュアル検討着手予定時期
- ⑥ 安全管理マニュアルに基づく研修・訓練実施状況
- (7) 消防団員が実施する水門・陸閘等の閉鎖活動について

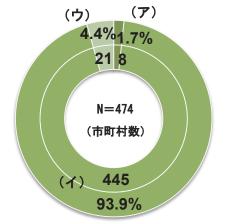
質問1. 安全管理マニュアル策定状況 【全655市町村対象】 (ウ) (イ) 7.2%



- (ア) 安全管理マニュアルを策定済(474市町村)
- (イ)検討に着手済
- (ウ) その他

質問2. 安全管理マニュアル策定時期

【質問1で(ア)と回答した474市町村対象】

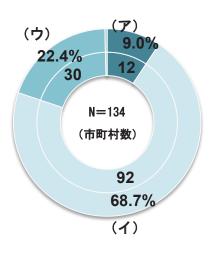


- (ア) 東日本大震災より前に策定していた
- (イ) 東日本大震災以降に新たに策定した
- (ウ) 東日本大震災より前に策定していたが、震災 後に更に見直しをした



質問3.安全管理マニュアル策定予定時期

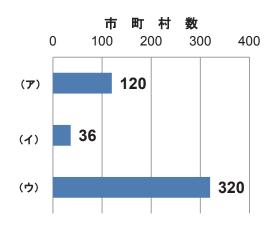
【質問1で(イ)と回答した134市町村対象】



- (ア) 平成27年10月までに策定予定
- (イ) 平成27年度中には策定予定
- (ウ) 平成28年4月1日以降に策定予定

質問6.安全管理マニュアルに基づく研修・訓練実施状況

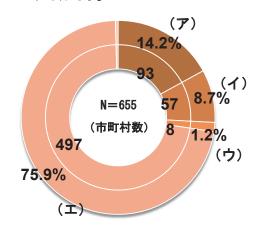
【質問1で(ア)と回答した474市町村が回答】 ※複数回答あり



- (ア)研修会を開催又は通常の訓練時において、周 知徹底した
- (イ) 図上訓練を実施した
- (ウ) 津波を想定し、退避を含む避難に係る実働の 活動訓練を実施した

質問7. 消防団員が実施する水門・陸閘等の閉 鎖活動について

【全655市町村対象】



- (ア) 東日本大震災以前から、水門・陸閘等の閉鎖 を行っており、現在も行うこととなっている (東日本大震災前と変更なし)
- (イ) 東日本大震災以前は水門・陸閘等の閉鎖を 行っていたが、その後検討され、津波災害時 は、水門等の閉鎖を行わないこととなった
- (ウ) 東日本大震災以降、水門・陸閘等の閉鎖について検討、津波災害時に閉鎖する水門等の数を減らした
- (エ) 水門・陸閘等がない又は東日本大震災以前か ら水門・陸閘等の閉鎖活動は行っていない

※なお、四捨五入により合計が100%にならない場合がある

問合わせ先

消防庁国民保護·防災部地域防災室 吉田 TEL: 03-5253-7561